

別表 1

議長交際費支出基準

(平成 29 年 12 月 1 日現在)

| 支出区分 | 支 出 内 容 | 支 出 額 |
|------|---|------------------------|
| 会 費 | 会費制により開催される懇親会・祝賀会等の参加に係る経費 | 会費相当額 |
| 弔慰金 | 葬儀等における香典に係る経費 (対象者：市議会議員、常勤特別職、非常勤特別職等の現職等) | 香料 5,000 円～20,000 円 |
| 見舞金 | 病気、災害、事故等の見舞いに係る経費 (対象者：市議会議員、常勤特別職、非常勤特別職等の現職等) | 見舞金 5,000 円 |
| 協賛金 | 市費からの助成・補助が無く、公益性が特に認められるものに対する協賛に係る経費 | 社会通念上認められる範囲 |
| 渉外費 | 議会運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のために係る経費 | 相当額 |
| その他 | 上記いずれにも属さない場合で、議会運営上議長が必要と認める経費 | 相当額 |

別表 2

慶弔規定基準表（議長交際費）

（平成 29 年 12 月 1 日現在）

| | | | 病気見舞 | 葬儀 (香料) | 摘要 |
|--------|---|--------|-------|-------------------------|----------|
| 議員 | 現 | 本人 | 5,000 | 20,000 | |
| | | 配偶者・親子 | 5,000 | 10,000 | |
| | 元 | 本人 | — | 10,000 | |
| 常勤特別職 | 現 | 本人 | 5,000 | 10,000 | |
| | | 配偶者 | — | 10,000 | |
| 非常勤特別職 | A | 本人 | 5,000 | 10,000 | |
| | | 配偶者・親子 | — | 5,000 | 親子は同居に限る |
| | B | 本人 | — | 10,000 | |
| 職員 | 現 | 本人 | — | 10,000 | |
| 名誉市民 | | 本人 | 5,000 | 香料 20,000 花輪代 10,000 | |

- 非常勤特別職 A は、教育委員・監査委員・選挙管理委員・農業委員・民生委員・区長・学校医・消防団員（連合消防団役員まで）とする。なお、B はこれ以外の職とする。
- 上記に記されない市外関係者及び企業については、原則として通知があったもののみ対応することとし、その額は適宜決定する。
- 病気見舞いは、10 日以上の入院

- ★ 火災見舞金（半壊・半焼以上） 10,000 円
- ★ 弔辞は、原則として現職議員のみとする。